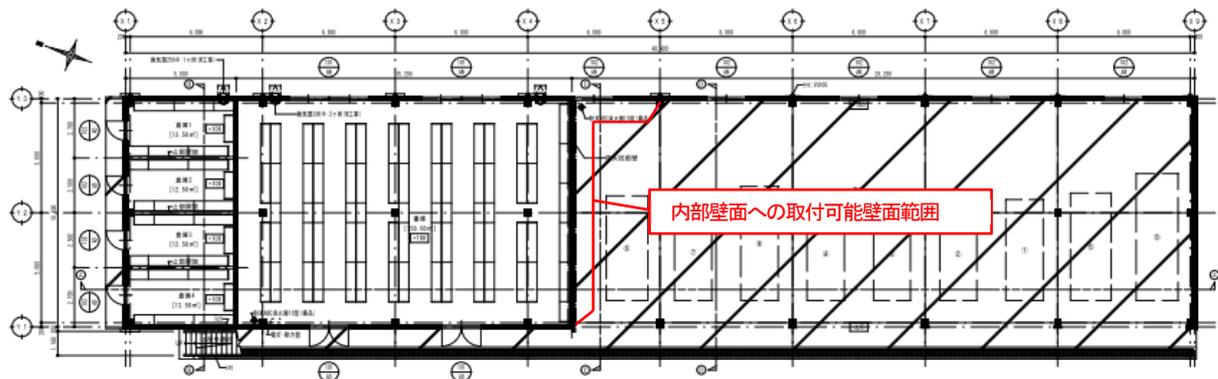


中部総合事務所に係る追加条件

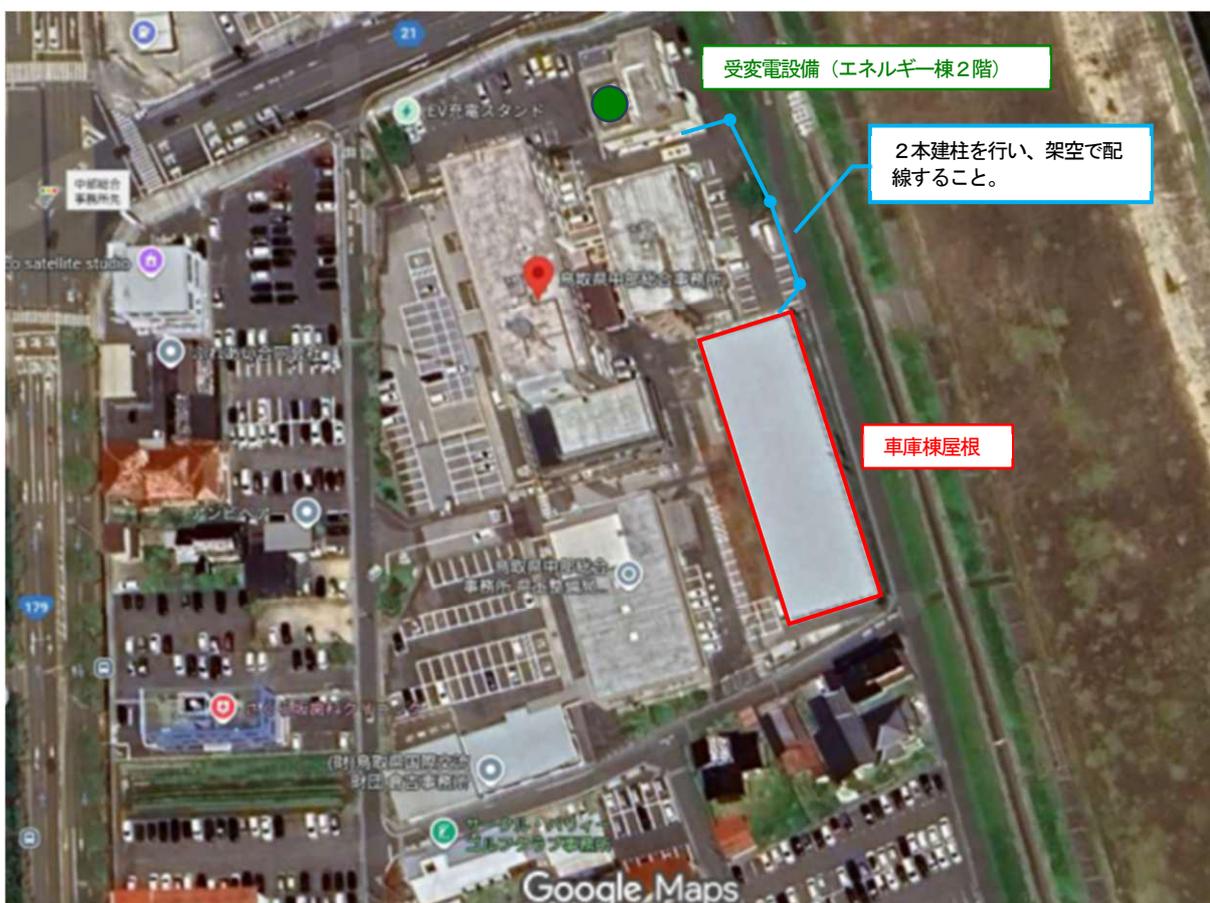
令和8年2月16日

別紙1実施条件4（6）ウに、以下の条件を追加する。

- (エ) パワコンの設置位置は、車庫棟外壁部またはX4～X5 通り間の内部壁面（下図参照）のいずれかとする。D 種接地を施し車庫棟基礎部分に接地極埋設標を取り付けること。



- (オ) 車庫棟～エネルギー棟間のケーブル配線は東側敷地境界付近にコンクリート柱または鋼管柱（溶融亜鉛めっき）を2本建柱の上、エネルギー棟壁面（南側）にケーブルの支持をすること。ケーブル配線はメッセンジャーケーブルにて架線後ケーブルハンガーにて電線支持すること。両サイド電柱(車庫棟、エネルギー横)には支線を取付けて張力を均等にすること。



- (カ) 建柱した電柱へのケーブル支持高さは、ケーブル配線が地上から6 m以上となる高さで支持すること。
- (キ) エネルギー棟南側壁面へのケーブル保護管は、厚鋼電線管（溶融亜鉛めっき）とし、ノーマルバンドにてケーブルラックまで配管すること。配管開口部（2カ所）にはエンドブッシュにて保護の上防水パテで埋めること。エネルギー棟側面の配管支持については、ネグロスレースウェイ同等のものを使用して占用金具で支持をする。側面はエンドガードを取り付けること。